九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

平成24年度修士論文・卒業論文概要

王, 爽

足達, 咲希

島崎, 瞳

長友, 理紗

他

https://doi.org/10.15017/1398572

出版情報：教育経営学研究紀要. 16, pp.105-133, 2013-09-30. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law Graduate School of Kyushu University
バージョン：
権利関係：

専門里親制度をめぐる家族像
―制度成立期に着目して―

足達　咲希
（平成 25 年３月卒業）

【章構成】

はじめに
第一章　児童虐待の社会問題化
　第一節　家族の問題としての児童虐待問題の発見
　第二節　里親制度の拡充の必要性
第二章　家庭的養護への接近
　第一節　子どもの権利条約への対応
　第二節　社会的養護における愛着理論の役割
　第三節　民間団体による里親制度の推進
第三章　専門里親制度の成立
　第一節　政策過程
　第二節　専門里親制度の概要
　第三節　専門里親をめぐる家族像
おわりに　本研究の成果と課題

【概要】

はじめに

社会的養護とは、保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを公的責任で養育することであり、施設養護と、里親委託などの家庭的養護に大別される。近年日本の社会的養護は、施設養護中心の体制からの転換が目指され、家庭的養護が推進されている。この転換の契機となったのは、2002 年の里親制度改定である。本論文では、改定の際に新設された専門里親制度に着目する。このとき専門里親は、虐待を受けた子どもを養育する里親であると定義された。専門里親の要件には専門里親研修の受講が含まれており、里親制度に明確な研修が義務化されたのは初めてのことであった。

先行研究において貴田美鈴は、2002 年の里親制度改定は、戦後に里親制度が発足して以来、初めての大きな変更であり、里親養育が個人的な養育ではなく社会的な養育であることが初めて公の文書で示されたことを指摘した［貴田 2008］。さらに貴田は、これらの里親制度の拡充が、子どもの権利条約の批准や児童虐待の社会問題化を背景に政策主体主導で進められてきたと捉えている。

このように、専門里親制度の成立には様々な背景が関わっているが、制度の成立が政策主体の主導で進められてきたという見方が、貴田をはじめ先行研究における見方である。

本論文ではこうした先行研究を踏まえた上で、政策主体による主導というだけでは捉えられない、専門里親制度の成立過程を追うこととした。里親制度の公的側面の拡大を意味する専門里親制度の成立の背景を見ていくと、その議論の中で、家族とは何か、どうあるべきかという、あるべき家族像が語られていることがうかがえる。そこで本論文では、専門里親制度が成立した背景を分析することを通して、専門里親制度の成立において家族像がどのように語られているのか明らかにすることを目的とする。

第一章　児童虐待の社会問題化

第１章では、児童虐待の社会問題化と里親制度の拡充の関係性について、先行研究と社会保障審議会の議事録、子どもの権利条約の条文、子どもの権利委員会への日本政府報告書、子どもの権利委員会の所見等をもとに整理した。これらを見ていくと、児童虐待が、子どもの権利条約の批准やマスメディアによる報道の過熱、民間団体の活動など、様々な人々の直接的、間接的な関わりによって社会問題として認識され、問題化されていった経緯が浮かび上がった。また、この中で、子どもの保護のために介入する必要がある「養育機能が脆弱化した家族」と、介入する必要のない、子どもを養育する機能がある「正常な家族」という家族像が使われ、これらの家族像が、児童虐待が社会問題化されていく議論の中で重要な役割を果たしていたことを示した。

そして次に、児童虐待の社会問題化によって児童養護施設が満床状態となり、その量的不足を補うために里親制度の拡充が迫られた経緯があったことを示した。里親普及事業において注目されている福岡市が、平成１７年から事業に取り組み始めた背景にも、児童養護施設の満床状態があったことも確認した。

第二章　家庭的養護への接近

児童虐待が社会問題化されていく中で、社会的養護において、子どもを「家庭的な環境」で養育していくことが重視されるようになった。本章では、子どもの権利条約の批准、愛着理論への注目、民間団体における里親委託の推進の３点に着目し、近年の社会的養護において里親委託が重視されるようになった経緯を分析した。

まず、子どもの権利条約を見ると、子どもは発達にふさわしい家族環境のもとで成長すべきであるという理念に基づいており、「幸福、愛情及び理解のある雰囲気」のある家族が要請されていることを示した。1998 年には子どもの権利委員会が日本に対して、里親制度の拡充を求めたことも示した。

また、政策主体が、愛着理論を里親制度の推進のための科学的根拠としたこと、そして民間団体の活動においても里親委託を推進する動きがあったことも、子どもは家庭環境において養育されるべきであるという言説を強化した一因となったことを指摘した。

これらの背景のもと、専門里親制度の成立を含む 2002 年の里親制度改定においては、初めて里親家庭が「暖かい愛情と正しい理解を持った」家族であることが明記された。このことから、社会的養護が家庭的養護へ接近していく文脈の中で、徐々に里親家庭のイメージが創られていったことが指摘できる。子どもの権利条約と愛着理論を根拠とする、保護された子どもにとって望ましい家族像が、里親委託の推進を支え、また里親委託推進の中で増幅していったといえる。

第三章　専門里親制度の成立

第３章では、児童虐待防止対策が少子化対策の一環として位置付けられ、その下で専門里親制度が成立したことを、社会保障審議会の議事録及び厚生労働省の資料から示した。

また、専門里親制度の概要を整理した上で、専門里親制度が子どもの家庭復帰を原則としていることにも着目した。虐待から保護された子どもが専門里親のもとで養育される間、児童相談所は、虐待した親への援助を行い、家族再統合を目指す。つまり専門里親制度は、「養育機能が脆弱化した家族」から「正常な家族」へと、その養育機能を再生するための過程に位置づくものであると指摘できる。このように、専門里親制度において、「養育機能が脆弱化した家族」から、「正常な家族」、「暖かい愛情と正しい理解を持った家族」へという、あるべき家族像が見て取れるのである。

おわりに　本研究の成果と課題

本論文ではまず、児童虐待が社会問題化される中で「養育機能が脆弱化した家族」、「正常な家族」に関する議論がなされ、子どもを保護するために家族へ介入することが正当化されたことを示した。そして保護された子どもの受け皿として里親制度の拡充が迫られた経緯を整理した。また、社会的養護において家庭環境で養育することが、子どもの権利条約や愛着理論を根拠として重視されるようになった。これらの背景のもと、保護された子どもが養育される上で望ましい「暖かい愛情と正しい理解を持った家族」という里親家庭のイメージが創り出されたことを指摘した。これらの家族像が、里親制度の拡充、すなわち近年の社会的養護の転換を支えている。

以上のように、専門里親制度が政策主体に主導的に規定されたという貴田美鈴による先行研究の指摘に加えて、児童虐待が社会問題化され、家庭的な養護が重視されるようになる中で、様々な人々が、家族がどうあるべきかを語り、専門里親制度の成立を支えたということが指摘できる。また、少子化問題が国家の危機とされ、その対策の一環として児童虐待防止対策が進められる中で、研修の受講が義務化されている専門里親制度が、「養育機能が脆弱化した家族」の養育機能を、「正常な家族」へと再生するための役割を負っている側面もあることを指摘した。以上が、本論文の成果である。

里親制度は今後もさらなる拡充が目指されている。里親の専門職化についても検討されており、里親制度の公的側面は拡大されていくことが予想される。本論文で明らかになった専門里親制度をめぐって語られた家族像が、少子化問題や、社会福祉全体の見直しを行った社会福祉基礎構造改革という、より大きな流れの中で何を意味するのか、今後さらに検討していく必要がある。

【主要参考文献】

- 和泉広恵『里親とは何か　家族する現代の社会学』勁草書房、2006 年
- 上野加代子・野村知二『＜児童虐待＞の構築――捕獲される家族』世界思想社、2003 年
- 貴田美鈴「2002 年の里親制度の改定に影響を及ぼした社会的要因」『人間文化研究』名古屋市立大学大学院人間文化研究科 10 巻、2008 年、pp.77-89
- 喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人『[逐条解説]子どもの権利条約』日本評論社、2009 年
- 庄司順一 『フォスターケア 里親制度と里親養育』明石書店、2003 年
- 吉田幸恵「社会的養護の動向と課題に関する研究―2000 年から 2007 年までを中心に―」名古屋市立大学大学院人間文化研究科第 10 巻、2008 年、pp.61-75